

長野県中山間地域農業直接支払事業に係る特認地域及び特認基準

(令和 2 年 7 月 30 日)

1 対象地域

基準① 農林統計上の中山間地域
基準② 次の a または b の要件を満たす地域 a 8 法指定地域に隣接する旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が 10%以上 (新または旧市町村単位) イ DID を含まない旧市町村、または、DID を含む旧市町村にあっては DID を除く地域 ウ 人口 8 万人以下の旧市町村 b 8 法指定地域に隣接しない旧市町村において、次のすべての要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が 13%以上 (新または旧市町村市町村単位) イ DID を含まない旧市町村 ウ 人口 5 万人以下の旧市町村
基準③ 次のいずれかの要件を満たす地域において、前期対策から引き続き本対策に参加する協定集落が取り組む農用地 a 農業従事者の高齢化率が県平均以上 (新または旧市町村単位) b 農林地率が 75%以上 (新または旧市町村単位)
基準④ 8 法指定地域に地理的に接する農用地

2 対象農用地

基準① 急傾斜農用地(田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上)
基準② 自然条件により小区画・不整形な田
基準③ 急傾斜農用地と物理的に連坦する一団の緩傾斜農用地(田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地 8 度以上 15 度未満)